

■認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について■

「長期優良住宅に普及の促進に関する法律」の施行に伴い、長期にわたって良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を新築し、長期優良住宅として認定された場合、固定資産税が一定期間減額されます。

○減額される期間

ア. 一般の住宅（イ以外の住宅）……………新築後 5 年度分

イ. 3 階建以上の中高層耐火住宅等……………新築後 7 年度分

○適用対象住宅（次のすべてに該当すること）

- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅。
- ・平成 32 年 3 月 31 日までの間に新築された住宅。
- ・居住部分の床面積が 50 m²以上(一戸建以外の貸家住宅にあつては 40 m²)以上 280 m²以下であること。
- ・供用住宅については居住部分が 1/2 以上のものであること。

○減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、供用部分における店舗部分、事務所部分等は、減額対象とはなりません。なお、住居として用いられる部分の床面積が 120 m²までのものはその部分が減額対象となり、120 m²を超えるものについては、120 m²分に相当する部分の固定資産税が 1/2 に減額対象となります。

○手続き

※原則として、新築した翌年の 1 月 31 日までに申告が必要になります。

- イ. 家屋建築申告書（認定長期優良住宅にかかる固定資産税の減額申告書）
- ロ. 長期優良住宅の認定通知書の写し